

定 款

昭和62年 6月 9日 制定
平成14年 9月27日 改定
平成17年 8月29日 改定
平成24年 4月 1日 改定
平成28年 6月 2日 改正
令和元年 5月23日 改正



一般社団法人 東北電気管理技術者協会

一般社団法人 東北電気管理技術者協会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人東北電気管理技術者協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を仙台市青葉区に置く。

2 本会は、理事会の決議を得て、必要な地に支部を置くことができる。

3 支部に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、別に定める。

第 2 章 目的及び事業

(用語の定義)

第3条 この定款において、東北地方とは、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県及び新潟県の地域をいう。

2 この定款において、電気管理技術者とは、電気事業法施行規則第52条第2項に規定する事業場（東北地方に限る。）について、委託を受けて自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を行う者であって、同規則第52条の2第1号の要件を具備する者をいう。

(目 的)

第4条 本会は、東北地方において、自家用電気工作物の保安に関する調査分析・情報収集・提供を行い、電気管理技術者の資質の向上を図るとともに、国・関係機関と協力し、電気保安施策・保安管理技術・省エネルギー施策等の情報の普及に努め、もって公共の安全の確保に貢献することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 調査分析事業 国・関連団体との連携による保安関連施策の検討、電気安全対策等に関する調査・分析を行い、その成果を提供すること
- (2) 指 導 事 業 支部事業の指導支援、電気保安関連技術や関連情報の指導・提供、人材育成支援に関すること
- (3) 技術向上事業 電気管理技術者等の技術・技能の向上、安全確保対策、電気使用合理化に関すること
- (4) 広報普及事業 自家用電気工作物の保安管理技術、関連施策、省エネルギーの施策等に関する情報の収集及び提供
- (5) 業務支援事業 電気保安管理業務に関する行政手続き等の指導・支援に関すること
- (6) その他事業 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(種 別)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は本会の目的に賛同して入会する電気管理技術者とする。

3 賛助会員は、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。

(入 会)

第7条 本会の会員になろうとするものは、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、入会時に、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに通知するとともに、総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対して通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第3条第2項に該当しなくなったとき

(2) 成年被後見開始又は被保佐開始の審判を受けたとき

(3) 死亡し、又は解散したとき

(4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(5) すべての正会員が同意したとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第 4 章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長、副会長をもって代表理事とし、専務理事及び理事のうち4名以内を業務執行理事とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事には、本会の理事（親族その他特殊な関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、業務を執行する。

- 2 会長、副会長は、本会を代表する代表理事として業務を執行し、業務執行理事は、理事会が別に定めるところにより業務を分担執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、本会の業務を分担執行する。
- 5 代表理事、業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならない。
- 4 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第17条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 役員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第18条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第19条 代表理事、業務執行理事（専務理事を除く）、監事及び常勤の理事に対して、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める役員報酬規程の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第20条 本会は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 本会は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(顧問及び職務)

第21条 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 5 第17条第1項の規定は、顧問について準用する。

第 5 章 総 会

(種別)

第22条 総会は定時総会及び臨時総会とする。

(構成)

第23条 総会はすべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会を持って法人法上の社員総会とする。

(権限)

第24条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任または解任

- (2) 役員の報酬の額及びその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業報告並びに決算報告
 - (5) 事業計画並びに収支予算書
 - (6) 会員の除名
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
 - (9) その他総会で決議するものとして法人法またはこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、総会においては第26条第2項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は決議することはできない。

(開催)

第25条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後75日以内に開催し、臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集をすることができる。

(招集)

第26条 総会は、法人法に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、会議の1週間前までに通知を発しなければならない。
- 3 会長は前条第2号の規定による請求があったときはその請求があった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、出席正会員のうちから選出する。

(議決権)

第28条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第29条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第30条 総会の議事については、法人法で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。
- 3 第1項の議事録を主たる事務所に10年間据え置くものとする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の選定及び執行の監督
 - (3) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行並びに本会の業務の適正を確保するために必要な内部管理体制の整備
 - (6) 第20条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同

項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号または第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を開催するときは、日時及び場所並びに会議の目的である事項及びその内容を示した書面をもって、開催日の1週間前までに、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく理事会を開催できる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

- 第36条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 議決すべき事項につき特別な利害を有する理事は、当該事項について議決に加わることができない。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

- 第38条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は第15条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、法人法に定める議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には出席した代表理事及び監事が記名押印をしなければならない。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は理事会の決議による。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(会計原則)

第44条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる一般社団法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 本会が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第46条 本会は、法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行わない。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公 告)

第48条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 委 員 会

(委員会)

第49条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、正会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 事 務 局

(設置等)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置き、職員の任免は会長が行う。
- 3 その他事務局及び職員に関する必要な事項は、会長が理事会の決議を得て、別に定める。

第 12 章 補 則

(実施細則)

第51条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則 (平成24年 4月 1日)

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事・会長は柳田光雄とする。
- 3 整備法第121条第1項において準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(法人法の準拠)

- 4 本定款に定めのない事項は、すべて法人法及びその他の法令に従う。